

水戸市観光土産品販売促進緊急支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本市の観光土産品の販売の促進に資する活動を行う団体を支援するため、予算の範囲内において、観光土産品販売促進緊急支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、市内の水戸観光土産品協会の会員を1以上含み、かつ、半数以上が本市の観光土産品を販売する事業者で構成される団体であつて、その団体の全ての構成員（その代表者及び役員を含む。）が水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないものとする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和2年度に行う本市の観光土産品の販売促進に資する活動（当該活動を行う日数が2日以上のものに限る。）のうち市長が適当と認めるものとする。ただし、1の団体につき3事業を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち市長が適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（他の補助又は寄附を受けた場合にあつては、補助対象経費の額から当該補助又は寄附のうち補助対象経費に充てた額を控除した額）の範囲内で市長が定める額とし、1の補助事業につき500,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、補助事業ごとに、観光土産品販売促進緊急支援補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長の定める期限までに、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、観光土産品販売促進緊急支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(状況報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行について状況の報告を求められたときは、観光土産品販売促進緊急支援補助金状況報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更等の申請等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに観光土産品販売促進緊急支援補助金変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき。
- (2) 補助対象経費の変更(20パーセント以内の変更を除く。)をしようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に終了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、その原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、観光土産品販売促進緊急支援補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、観光土産品販売促進緊急支援補助金額確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の時期)

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の完了後に交付するものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(交付の請求)

第13条 第11条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、観光土産品販売促進緊急支援補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする場合について準用する。この場合において、同項中「観光土産品販売促進緊急支援補助金交付請求書(様式第7号)」とあるのは、「観光土産品販売促進緊急支援補助金概算払請求書(様式第8号)」と読み替えるものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類等の保存)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿その他補助事業に関する関係書類を令和8年3月31日まで整理保存しなければならない。

(補則)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。